

令和 7 年度第 2 回男女共同参画推進本部会議提案

提出日：令和 7 年 1 1 月 1 9 日

担当部・課：復興企画部地域振興課〔内線 4 2 4 2〕

① 件 名																
第 5 次石巻市男女共同参画基本計画（案）について																
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）																
【背景】 本市では、性別にかかわらず希望に応じて活躍できる男女共同参画社会を促進するため、男女共同参画社会基本法に基づき、平成 1 7 年度に「石巻市男女共同参画基本計画」を策定した。現在の第 4 次計画は令和 7 年度までを計画期間としていることから、次期計画を策定する必要がある。男女共同参画に係る国の第 5 次計画及び宮城県の第 4 次計画も令和 7 年度までを計画期間としていることから、本市の第 5 次計画は国・県の次期計画の改定（案）による施策に準じ、本市の実情に合わせた施策の整備が求められる。 【目的】 市民や職員が性別にとらわれず意思決定や活動に参画できる機会を増やし、地域や組織の活力向上、性別格差の是正、意識改革といった効果をもたらすための、令和 8 年度から施行する「第 5 次石巻市男女共同参画基本計画」を策定するもの。																
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性																
【根拠法令】 男女共同参画社会基本法（平成 1 1 年 6 月 2 3 日法律第 7 8 号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】																
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）																
<table border="0"> <tr> <td>6 月 6 日</td> <td>第 1 回男女共同参画推進幹事会</td> <td>9 月 2 9 日</td> <td>第 2 回男女共同参画推進検討委員会</td> </tr> <tr> <td>6 月 2 7 日</td> <td>第 1 回男女共同参画推進本部会議</td> <td>1 0 月 1 4 日</td> <td>第 2 回男女共同参画推進幹事会</td> </tr> <tr> <td>7 月 1 6 日</td> <td>第 1 回男女共同参画推進検討委員会</td> <td>1 1 月 1 3 日</td> <td>第 2 回男女共同参画推進審議会（諮問）</td> </tr> <tr> <td>7 月 2 5 日</td> <td>第 1 回男女共同参画推進審議会</td> <td>1 1 月 1 9 日</td> <td>男女共同参画推進審議会より答申</td> </tr> </table>	6 月 6 日	第 1 回男女共同参画推進幹事会	9 月 2 9 日	第 2 回男女共同参画推進検討委員会	6 月 2 7 日	第 1 回男女共同参画推進本部会議	1 0 月 1 4 日	第 2 回男女共同参画推進幹事会	7 月 1 6 日	第 1 回男女共同参画推進検討委員会	1 1 月 1 3 日	第 2 回男女共同参画推進審議会（諮問）	7 月 2 5 日	第 1 回男女共同参画推進審議会	1 1 月 1 9 日	男女共同参画推進審議会より答申
6 月 6 日	第 1 回男女共同参画推進幹事会	9 月 2 9 日	第 2 回男女共同参画推進検討委員会													
6 月 2 7 日	第 1 回男女共同参画推進本部会議	1 0 月 1 4 日	第 2 回男女共同参画推進幹事会													
7 月 1 6 日	第 1 回男女共同参画推進検討委員会	1 1 月 1 3 日	第 2 回男女共同参画推進審議会（諮問）													
7 月 2 5 日	第 1 回男女共同参画推進審議会	1 1 月 1 9 日	男女共同参画推進審議会より答申													
⑤ 主な内容																
1 計画期間 令和 8 年度から令和 1 2 年度まで（5 年間） 2 計画の性格 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を根拠法とする「困難な問題を抱える女性支援計画」を包含する。 3 計画の構成 第 I 章 計画の基本的な考え方 計画策定の趣旨、計画の性格、前期計画からの評価結果、計画の期間、計画と S D G s 、計画の体系 第 II 章 男女共同参画の推進に関する施策 基本目標 1 政策形成及び方針決定の場への女性の参画の推進 基本目標 2 地域・学校における男女共同参画の推進 基本目標 3 働く場における女性の活躍推進に向けた環境の整備 基本目標 4 家庭生活における男女共同参画の実現の促進 基本目標 5 男女間におけるあらゆる暴力の根絶と被害者支援の推進 基本目標 6 地域の防災における男女共同参画の推進 評価指標一覧																

第Ⅲ章 計画の推進体制 庁内推進体制、石巻市男女共同参画推進審議会、市民・事業者・地縁団体等との協働関係機関との連携、計画の進行管理、計画の推進体制図 ※詳細は別紙のとおり
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。） 【影響・効果】 地域課題に対応した男女共同参画の取組が総合的かつ計画的に推進される。また、計画の進行については、男女共同参画推進審議会において毎年点検・評価を行うことにより、本市の男女共同参画の状況を把握しながら推進することができる。 【市財政への負担】 なし
⑦ 他の自治体の政策との比較検討 男女共同参画社会基本法の規定により、男女共同参画社会の促進に関する施策の策定は、地方公共団体の責務となっており、全国の自治体で策定されている。
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日 令和7年12月 パブリックコメント実施 令和8月 1月 第3回男女共同参画推進検討委員会（書面開催予定） 令和8月 1月 第3回男女共同参画推進幹事会 令和8月 1月 第3回男女共同参画推進本部会議 令和8月 2月 第3回男女共同参画推進審議会（書面開催予定） 令和8月 3月 「第5次石巻市男女共同参画基本計画」策定
⑨ その他